

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：勝央町

令和8年7月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.7%
全職員	75.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	103.2 %
本庁課長補佐相当職	92.3 %
本庁係長相当職	97.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	100.4 %
26～30年	91.2 %
21～25年	85.4 %
16～20年	83.0 %
11～15年	87.7 %
6～10年	93.5 %
1～5年	71.9 %

【説明欄】

・令和7年度に在籍する全職員300人（男性：86人、女性：214人（育休等で休職中の職員を除く））のうち、会計年度任用職員は174人（男性：28人、女性146人）である。全男性に占める会計年度任用職員の割合は約33%であるのに対し、全女性では約68%となる。常勤職員、会計年度任用職員それぞれを比較すると男女の差異は小さく、常勤職員においては勤続年数が長くなるにつれ差異は小さくなってきている。しかし全職員を比較すると近年は女性職員の新規採用が増えた結果、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏り、相対的に女性の給与の割合が男性より低くなっている。

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や契約者となっている男性に支給している場合が多い。
- ・勤務年数については、採用年度を勤務年数 1 年目としている。しかし、給与算定には経験に応じた前歴換算、また扶養手当の支給などの要因により、結果的に給与の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	14.3 %

【説明欄】

参事職 14 名（男性 12 名、女性 2 名）

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	14.3 %
本庁課長補佐相当職	58.8 %
本庁係長相当職	48.1 %

【説明欄】

課長相当職にあたる参事職は上記のとおり。課長補佐相当職以下にあたる職員については、男女の偏りはない。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	0 %	— %	0 %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	0 %	— %	0 %
2 週間以上 1 月以下	0 %	0 %	— %	0 %
1 月超 3 月以下	0 %	0 %	— %	0 %
3 月超 6 月以下	0 %	0 %	— %	0 %
6 月超 9 月以下	0 %	0 %	— %	0 %
9 月超 12 月以下	0 %	57.1 %	— %	100 %
12 月超 24 月以下	0 %	42.9 %	— %	0 %
24 月超	0 %	0 %	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員の男性については該当者なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	4.0 時間／月
内部部局等以外	3.0 時間／月

【説明欄】

教育委員会、保育園、公営企業会計の部署については内部部局以外とした。
対象職員は、全職員から管理的地位にある職員と育児休業等で出勤のない職員を減じたもの。
各月の超過勤務時間の総時間数の1年間の合計を各月の職員数の延べ人数で除した。